

【福祉事務所を設置】

9月1日、八幡平市誕生とともに、市の行政機構の大きな特徴として福祉事務所を新設しました。福祉事務所は、福祉についての仕事やサービス全般を行っている部署です。市の仕事の中で、福祉を守り増進することは最重要項目の一つです。今回は、新しく市に設置された福祉事務所について紹介します。

市民生活に直結した市の最重要セクション

最大限活用しよう

「お役所」というところは、敷居の高いところと見られがちです。しかし、本来役所は、その字のとおり「住民」に役に立つところのはずです。また、そのために皆さんからいただいた貴重な税金などで運営されています。

福祉事務所は、行政の中でも市民生活に直結した「ゆき」といった相談と援護ができる「重要なセクション」です。皆さんからすれば、生活上の問題などで、頼りになるところでなくてはなりません。活用できる福祉の制度やサービスもたくさんあります。気

軽に相談し、福祉事務所を最大限に活用しましょう。

より身近な福祉に

今まで、県の地方振興局が旧西根町、旧松尾村、旧安代町を含む郡部を管轄し、福祉にかかわる業務が行われてきました。

社会福祉法第14条の規定により、市は条例で福祉事務所を設置しなければなりません。9月1日に3町村が合併し、新たに「八幡平市」となったことに伴い、市は生活福祉部内に福祉事務所（市役所本庁舎1階）を設置し、業務を開始しました。

市に福祉事務所を設置すると、県が所管する福祉事務の一部が市に移管され、さまざまな福祉サービスを直接・効率的に行うことができるようになるほか、より身近で、きめ細やかなサービスが提供できるようになります。

各係の主な業務は

福祉事務所には社会福祉、障害福祉、児童福祉、高齢福祉の4つの係のほか、基幹型在宅介護支援センターがあります。ここでは、各係などの主な業務内容を紹介します。

社会福祉係 内線1161
。ケースワーカーを配置して、

【問い合わせ】 市役所福祉事務所内 家庭児童・婦人相談コーナー ☎76-2111 内線1165



福祉事務所・家庭相談員

遠藤 洋子さん

●えんどう・ようこ

養護学校の講師や重度知的障害者授産施設などの勤務経験を持つ。小中高と養護の教員免許を有す、1児の母親。「多岐にわたる経験と資格を生かして、相談者の要望に応える」ことを心掛ける。35歳。帷子在住。

わたしたちが相談員です

八幡平市役所福祉事務所内の 家庭児童・婦人相談コーナー

市では、福祉事務所内に家庭相談員1人と婦人相談員1人を配置し、家庭児童・婦人相談コーナーを次のとおり設置しました。

お子さまの心配事や生活・夫婦間・さまざまな女性の相談窓口です。相談方法は、直接来庁していただくか、電話でも受け付けます。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に相談コーナーをご利用ください。

▷時間 平日午前9時～午後4時

▷場所 市役所福祉事務所内



福祉事務所・婦人相談員

吉田 理智子さん

●よしだ・りちこ

病院や老人ホームで看護師として勤務し、その後10年間専業主婦として3人の子育てに奮闘中。社会福祉主事の資格を持つ。「母親サイドに立った、女性の気持ちを大切にしたい相談窓口として頑張りたい」と意気込む。37歳。大更在住。



福祉事務所は市役所本庁1階に設置しています。お気軽にお越しください

生活保護の決定を行い、最低限の生活を保障し、自立を助長します。
 。社会福祉団体との連絡調整を図るほか、災害時における、救済物資の受け付けなど行います。

障害福祉係 内線1152

。身体障害者・療育手帳の申請受け付けと交付を行います。
 。身体・知的障害者の援護と更生を目的に、特別障害者・障害児福祉・各手当の申請受け付けと給付などを行います。

児童福祉係 内線1163

。児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の認定と、これらの支給を行います。
 。保育所などの入所受け付けを行うほか、母子生活支援施設における、母子の保護を行います。

。出産祝い金を給付します。
 (対象は、出産する1年前から八幡平市に住所と生活の根拠を有している、第3子以上を出産した人)
 。家庭児童・婦人相談を行います。詳しくは、4ページをご覧ください。

高齢福祉係 内線1153

。生きがい活動通所支援事業や介護予防教室、配食・外出支援・訪問理美容・寝具類等洗濯乾燥サービスなど、高齢者の各種介護予防、生活支援と介護保険業務を行います。
 。老人クラブやシルバー人材センターなどの育成を図ります。

。老人憩の家などを活用し、各種事業を行います。

基幹型在宅介護支援センター

内線1155

。介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域型在宅介護支援センターの統括、居宅サービス事業者などの連絡調整を行います。

介護保険施設サービス

利用者負担が変わります

10月から、介護保険施設サービスの利用者負担が次のとおり変わります。

これは、介護保険制度の見直しによるもので、保険給付の対象となっていた居住費と食費が、原則として全額自己負担になります。ただし、所得の低い方には、負担が重くならないよう軽減策が設けられます。

対象となる方は、介護老人福祉・介護老人保健・介護療養型医療の3施設(ショートステイを含む)に入所している方で、利用者負担段階が第1段階から第3段階の方です。この軽減を受けるためには、「特定入所者介護(支援)サービス費」の申請が必要となりますので、ご相談ください。

い。申請後、認定されると「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。サービスを利用するときに、この認定証を事業者に提示することで、限度額の範囲内の自己負担額になります。

■介護保険料の減額措置も受け付け中

所得段階が第2段階で、生活が苦しく、介護保険料の納付が困難な方は、介護保険料を減額する「介護保険料減額措置」をご利用ください。

なお、この減額申請は、福祉事務所と各総合支所の介護保険窓口で、随時受け付けています。4月にさかのぼって適用を受けたい方は、10月31日(月)までに申請してください。詳しくは、盛岡北部行政事務組合賦課給付班(☎74-2716)まで。